

第2回 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会における JT の意見陳述要旨

この度は弊社に意見陳述の貴重な機会をいただき、深く感謝申し上げます。

最初に、私どもの分煙コンサルティング活動について、簡単にご紹介させていただきます。「分煙コンサルティング」とは、施設管理者様からの喫煙環境に関するご相談を無償でお受けするもので、昨年度は全国計で約4千件、コンサルティングを実施させていただきました。

コンサルティングのポイントといたしましては、官公庁などの公共性の高い施設については、なるべく動線から離して喫煙所を設置し、案内掲示板等でその場所を明確にすること、また民間施設については、施設の構造や客層、手持ち資金などに合わせた分煙手法とともに、店頭への喫煙ポリシー表示ステッカーの掲出をご提案すること、などが挙げられます。コンサルティングの結果、実際に改善を行った施設からは、「利用者の満足度が向上した」「不適切な場所での喫煙による火災発生への心配がなくなった」などのお言葉を頂いております。

私どもの分煙コンサルティング活動を含む分煙推進活動の詳細については、資料3ページから17ページにて後ほどにでもご確認いただけましたら幸いです。

さて、私どもは昨年度、神奈川県下で168件の分煙コンサルティングを実施いたしました。その際には必ず条例内容をご説明しておりますが、条例対象施設であっても、そもそも条例自体をご存じなかったり、条例はご存じでも、どのように対応したらいいのか悩まれている施設管理者の方々が非常に多くおられました。本日は、分煙コンサルティングの際にお聞きする代表的なご相談やお悩み事等をご紹介しつつ、今後の議論に資する情報をご提供できれば、と考えております。

まず1点目は、零細施設からのご相談です。

本条例は、飲食店等における一律の分煙基準の要否を店舗面積でのみ峻別しておりますので、第2種施設該当で売上が僅少な零細のお店より、「分煙するための費用がないため禁煙にしたところ、売上が大きく落ち込んでしまったので、何とかして分煙したい。どうすればいいのか？」という趣旨のご相談をよくお受けいたします。そのような場合、私どもからは条例内容に準拠したご提案を行うものの、一律の分煙基準充足には、資料18ページでお示ししている通り、相応の費用が必要となるため、売上を戻したいが投資は難しい、と逡巡される方が多く存在します。分煙コンサルティング活動を通じ、資料19ページから26ページでお付けしているような、諸外国で規制が導入された際に見られたような影響が

神奈川県下でも生じている可能性があるということを感じている次第でございます。

2点目は、施設区分に関するお悩み事です。

第1種施設と第2種施設にまたがるような業態、例えば物販店の一部が飲食スペースになっているお店、あるいは物販や喫茶・飲食・バーが一つの施設に包含されているホテル・旅館の施設管理者の方々からは、「自らの施設がどの区分に該当するのかよく分からない」とのお悩み事をよくお聞きしております。規制により何らかの義務を課す場合、運用の弾力性が失われてしまうため、一律的な区分分けとせざるをえなかったことが、このようなお悩み事を惹起している要因であると思料しております。現状が実態に応じた施設区分となっているのかどうかにつきまして、施設管理者の方々のご意見を聴取し、今一度ご検証いただきたいと思いますと考えております。

3点目は、分煙可能な店舗スペースが狭隘な施設からのご相談です。

飲食店においては店舗面積100㎡未満が特例第2種施設に該当するための要件となっておりますが、100㎡の面積算定は厨房しか除外できないこととされております。そのため、第2種施設に該当する飲食店からご相談をお受けし、実際にお店を見せると、店舗構造により、物理的分煙を行えるスペースが限定的であり、条例の分煙基準を充足するのが困難であるケースが多く存在します。なお、兵庫県の条例では、この問題の極小化を目的として、店舗面積ではなく客席面積100㎡としており、厨房、バックヤード、トイレや個室は、面積算定から除外しております。

4点目は、特例第2種施設からのご相談です。

特例第2種に該当する飲食店は、従前からの取組を継続しているお店も多いのですが、条例施行後、一部の非喫煙者のお客様から「なぜ分煙していないのか？」と厳しく問われたり、喫煙者の方から「気兼ねしてゆっくり吸えない」などのご意見をいただいて、私どもに分煙に関するご相談をされるお店も多くおられます。100㎡未満のお店においては、物理的な分煙はなかなか難しいものの、私どもとしては、一歩でも改善していけるようなアイデア、例えば、空気の流れをうまく作り、風上を禁煙席・風下を喫煙席にする、空気清浄機を補完的に利用する、などをアドバイスさせていただいております。また併せて、店頭への喫煙ポリシー表示ステッカーの掲出をお勧めしております。なお、この店頭表示の取組は、禁煙と喫煙可能の場所を明確にいたしますので、条例の目的である「自らの意志で受動喫煙を避けることができる環境の整備」を達成するための有用な手段でございます。部会におかれましては、現在県ではご用意の無い「喫煙可能」ステッカーを含めた店頭表示の普及・啓発方法をご検討課題の1つとしていただければ、と考えております。

本日は、分煙コンサルティング活動を通じて把握いたしました、それぞれの施設区分に

おける様々な課題、また一部私どもの考察等を含め、お話しさせていただきました。

最後になりますが、今回の条例見直しの要否を検討するに際しては、規制による費用対効果について、エビデンスベースでの検証が行われるものと理解しております。その際には、まず費用については、人件費や印刷費などの行政コストのみならず県下に生じている様々な影響を十分に勘案され、また規制による効果については、条例施行により神奈川県
の非喫煙者の疾病がどれくらい減少したのか、などの観点を含む、総合的なご検討をお願いしたいと考えております。私どもといたしましても、微力ながら、本部会での議論に資するような様々な情報、例えば本日は時間の都合で割愛いたしました喫煙と健康に関する情報なども引き続き関係者の皆様に積極的にご提供させていただく所存でございます。また、私どもといたしましては、最終的な目標である「たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会の実現」に向け、引き続き、分煙推進等の活動に取り組んでまいります。

本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。